

記念講演

「学齢期に修学することの できなかつた人々の教育を受ける権利」

講師：千木良 正（ちぎら ただし）弁護士

プロフィール

- ・ 弁護士（横浜弁護士会所属）
 - ・ 日本弁護士連合会人権救済調査室嘱託
 - ・ 国立大学法人横浜国立大学法科大学院非常勤講師
 - ・ 神奈川県立保健福祉大学非常勤講師
 - ・ 横浜弁護士会人権擁護委員会委員
 - ・ 横浜弁護士会高齢者障害者の権利に関する委員会委員
 - ・ 神奈川県成年後見制度普及委員会委員
- 等を務め、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人、DV 被害者等の事件を中心に活動している。

著 書

- 「行動障害の基礎知識」（編集・財団法人日本知的障害者福祉協会）
- ・ 第7章 行動障害と人権 執筆
- 「実践成年後見」（民事法研究会）
- ・ 第15号 精神障害のある人の地域生活支援と成年後見人等の役割
 - ・ 第22号 障がいのある人の権利条約の実施に向けて 執筆

講演概要

日本弁護士連合会は、全国夜間中学校研究会等からの人権救済申立を受け、2006年8月10日、「学齢期に修学することのできなかつた人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」を公表しました。同意見書では、義務教育未修了者の教育を受ける権利が実現されていない現状の問題点を指摘し、義務教育を受ける機会を実質的に保障する施策を推進すべきことを提言しております。

本講演では、特に、外国人や障がいのある人が、日本国内において十分な教育を受けることができなかつたために、様々な権利侵害の危機に曝されている実情をお話しし、教育を受ける権利が憲法上、国際人権法上だけでなく、現実的に極めて重要であることについてお話しされました。

なお、詳細につきましては3月に完成予定の大会記録誌をご覧ください。
申込は関係資料申込のご案内から申してください。